

懲罰規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本 CP サッカー協会（以下、「当法人」という。）の秩序維持をはかるため、協会理事が必要と認めたとときに懲罰を科する諸事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 倫理規程第2条に定める者のうち、役員・職員及び当法人への登録選手・スタッフ、以下に該当する事項がある場合は、本規程に基づき懲罰を科する。

(懲罰該当事項)

第3条

- (1) 当法人業務に関連して不当の利益を授受し、もしくは協会に損害を与えた場合。
- (2) 故意又は過失によって、当法人の名誉を毀損させる行為があった場合。
- (3) 業務遂行上正当な理由なく、越権専断の行為により職務を妨害した場合。
- (4) 当法人の内外を問わず、刑罰法規で有罪の確定があった場合。
- (5) スポーツマンシップに関わる不正行為に基づく対応処置が必要となった場合。
- (6) 法令、定款又は倫理規程その他当法人の諸規程に違反する行為があったと認められる場合。
- (7) その他、各号に準ずる不都合な行為があった場合。

2. 当法人職員の懲罰については、就業規則によるものとする。

(懲罰の種類及び内容)

第4条 前条の遵守事項に違反した場合の懲罰の種類及び処分内容

(1) 役員に対する処分の種類

- ① 戒告 口頭による注意を行い戒める。
- ② けん責 文書による注意を行い戒める。
- ③ 懲戒免職 役員については定款第29条に基づき解任する。

(2) 職員に対する処分の種類

- ① 就業規則第6章において定める。

(3) 登録選手・スタッフに対する処分の種類

- ① 戒告 口頭による注意を行い戒める。
- ② けん責 文書による注意を行い戒める。
- ③ 登録期間の停止 一定期間、本協会の登録者としての資格を停止する。
有期の登録資格停止 1か月以上3年以下
無期の登録資格停止
- ④ 登録資格の剥奪 永久に本協会の登録者としての資格を剥奪する。

- (4) 強化指定選手・日本代表選手及び強化スタッフについては、(3)の各処分に加え、次の処分を付加できるものとする。
- ① 強化指定選手 強化指定の取消し
 - ② 日本代表選手 日本代表選手としての地位の剥奪
 - ③ 強化スタッフ 強化スタッフの解任

(懲罰委員会、第三者委員会)

第5条 次の場合は、当法人倫理委員会は、同委員会委員から利害関係者を除き3名ないし5名を選任して懲罰委員会を編成し、委員長を互選して審議する。

- (1) 通報相談窓口への相談につき、当法人倫理委員会が事実調査の必要であると判断した場合。
 - (2) 会長が、事実調査が必要であると判断した場合。
2. 当法人倫理委員会は、該当事項に応じて必要な場合には、前項の懲罰委員会に外部有識者を含めることとする。
3. 次に掲げる場合には、第三者委員会の設置は、倫理委員会の答申を経ずに理事会ないし評議員会の直接的な決議によらなければならない。
- (1) 会長、副会長、専務理事、常務理事を対象とした事実調査の必要がある場合。
 - (2) (1)に掲げるほか、当法人理事会が第三者委員会を設置することが必要と判断した場合。

(事実調査)

第6条 懲罰委員会は、事実調査にあたり、事実調査の対象者（以下、単に「対象者」という。）及び事案の関係者に対し、事実調査についての説明及び証拠資料の提出を求め、現地調査をすることができる。

2. 対象者及び倫理規程第2条に規定する者は、事実調査に協力する義務を負う。
3. 懲罰委員会は、必要に応じて倫理規程第2条規定する者に事実調査の支援を要請することができる。
4. 懲罰委員会は、本条に基づく事実調査を開始した後、事案の内容及び性質に鑑み、倫理委員会以外による調査が相当と思料した場合、その旨協会理事会に答申することができる。

(処分答申)

第7条 懲罰委員会は、前条の事実調査の結果を踏まえ、対象者に対する処分の要否及び処分内容を検討しなければならない。

2. 懲罰委員会は、対象者に弁明の機会を与えなければならない。
3. 懲罰委員会は、処分の要否又は処分内容の検討結果を当法人理事会に答申しなければならない。

(決定及び通知)

第8条 当法人理事会は、懲戒委員会の答申を受けて、処分の要否及び処分内容を決定しなければならない。

2. 当該事案の利害関係人は当法人理事会の審議に加わることができない。
3. 当法人理事会は、対象者を処分する場合、対象者の表示、処分対象となった事実、処分の内容・理由、処分手続の経過、不服申立手続及び期間を当該対象者に対して書面で通知しなければならない。
4. 処分の効果は、前項の通知が調査対象者に到達したときに生じる。

(機密の保持)

第9条 懲罰委員会において機密事項としたものについては、事実調査及び処分審査に関与した者はその機密を守らなければならない。

(特則)

第10条 第三者委員会による事実調査を実施する場合は、第4条から前条までの「懲罰委員会」は「第三者委員会」と読み替える。

(不服申立て)

第11条 第8条の処分を受けた者で、スポーツ仲裁規程によりスポーツ仲裁を申し立てることができる者は、同規程及びスポーツ仲裁規則に基づき不服申立てをすることができる。

2. 前条でスポーツ仲裁を申し立てることができる者以外の者は、その処分に不服がある場合、第7条の通知を受けた日から起算して2週間以内に文書をもって倫理委員会に対し異議申立てを行い、再審査を請求することができる。
3. 前項本文の異議申立てがあった場合は、当法人倫理委員会は、必要に応じ再度事実調査を行った上、処分の要否又は処分内容の検討を行う。
4. 当法人倫理委員会は、前項の検討結果を、当法人理事会に答申しなければならない。
5. 前項の答申後の手続きは、第8条の規定を準用する。
6. 第2項の不服申立ては、ひとつの処分について一回限り行うことができるものとする。

(復権)

第12条 有期又は無期の資格の停止若しくは除名又は解任された者は、有期の資格停止の場合は停止期間の3分の2を経過した場合、無期の資格停止、除名又は解任の場合は3年を経過した場合、当法人に対し復権を申し立てることができる。

2. 前項の申立てをする者は、反省文、嘆願書その他書面を提出することができる。
3. 第1項の申立てがあった場合、当法人理事会は、必要に応じ申立てをした者を聴聞し、復権の可否を審議し決定する。
4. 前項による復権の効力は、当法人理事会の決定がなされた日に生じる。

附則

1. この規程は、令和4年2月20日から施行する。